

○議案第 1 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝総務建設委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、現在、実施している人事評価制度の評価結果を職員の給与に反映するため、昇級及び勤勉手当の支給規定を改めるほか、管理職員特別勤務手当を国に準じた支給内容とするなど、所要の改正を行おうとするものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、人事評価制度については、評価に係る公正性を確保することはもとより、職員間での積極的なコミュニケーションや意見の吸い上げなどを通じて、適宜、見直しを加えながら、職員の育成や個々の職務に対する意欲の高まりなどが図られ、ひいては市民サービス向上へと寄与するものとなるよう運用されたいとの希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、酒井委員におかれましては、評価を給与へ反映することをはじめ人事評価制度は、公務職場にふさわしいものではないとの理由により、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。